

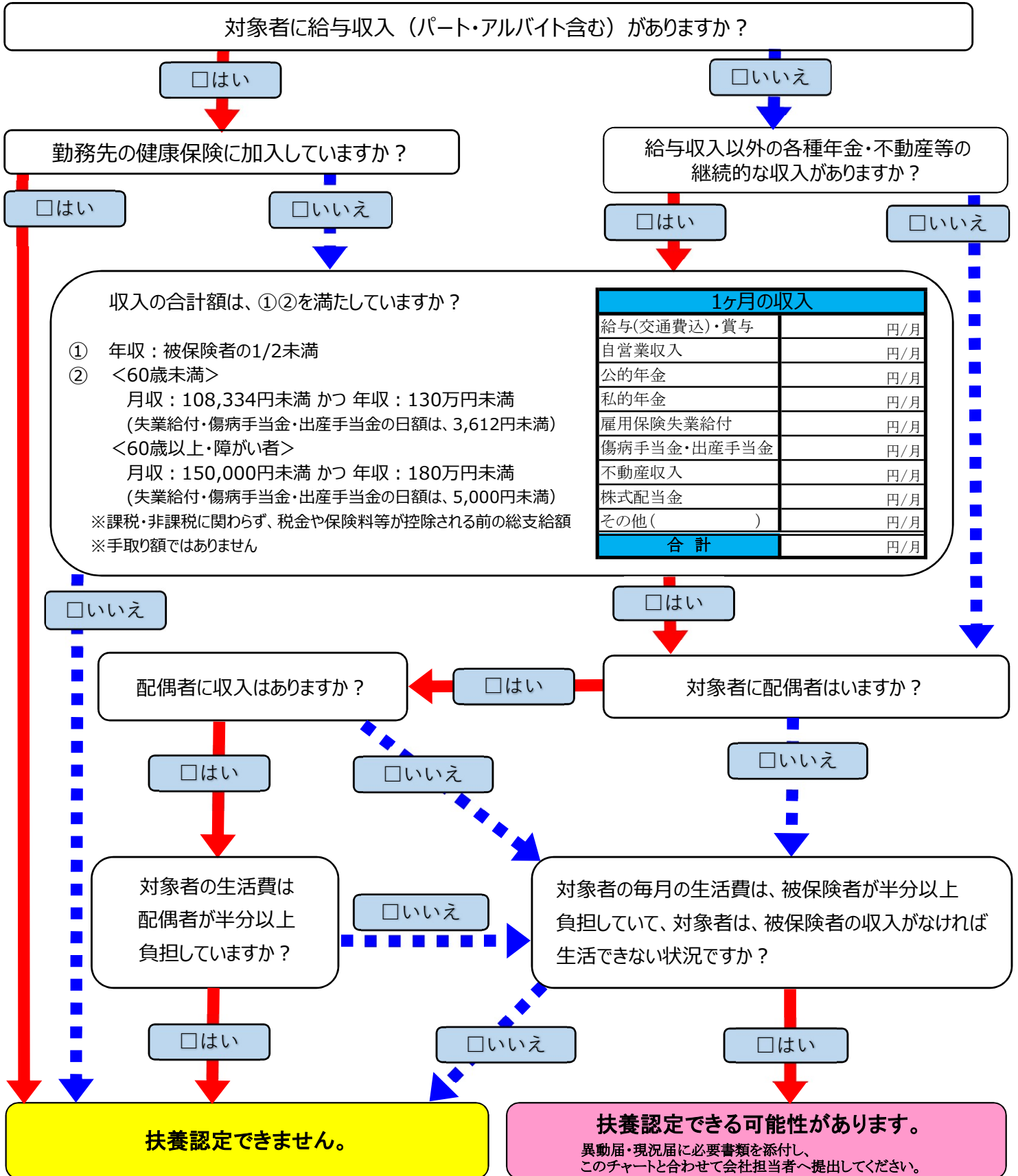


# (父・母)被扶養者資格点検チャート

\*被扶養者異動届を出す前に、この点検チャートで被扶養者資格有無の確認をしてください。

\*認定の可否は、健保組合で最終的に判断します。必要書類を提出しても必ず認定されるわけではありません。

健康保険 記号-番号	-	対象者 (申請するご家族)	
---------------	---	------------------	--



# 生計維持に関する申告書

※ご注意ください※

必ず申告書内の説明をお読みいただき、記入してください。記入もれがある場合は受付できません。  
また、原則再提出はできません。記入した内容すべてに誤りがないことを確認の上、提出をお願いします。

【必ずご署名ください】

被扶養者認定にあたり、被保険者との生計維持に関して次の通り申告いたします。

万一申告内容が事実と異なることを組合が確認し、扶養認定基準を満たさないことが発覚した場合、認定時までさかのぼって被扶養者資格が取り消されることを了承のうえ、請求された医療費等の返還に応じることを誓約いたします。

令和 年 月 日

被保険者氏名（自署）

■被扶養者として当健保に加入するために、健康保険法に基づき4つの条件をすべて満たしているか確認します

続柄

被保険者との続柄が3親等以内の親族  
(続柄によって同居要件あり)

※住民票、戸籍等で確認します

国内居住

日本国内に住所を有する または  
国内に住所は有しないが、生活の基礎が日本にある

※住民票、ビザ等で確認します

収入

年収130万未満  
(60歳以上・障がい年金受給者は180万)

※所得証明書、各種明細書等で確認します

生計維持関係

・主として被保険者が生計を維持している  
・被保険者が継続的に扶養する能力がある 等

※生計維持に関する申告書等で確認します

健康保険法では、被扶養者とは“主として被保険者により生計を維持するもの”と定められています。具体的には、継続的に被扶養者の生活費の半分以上を被保険者が負担していることを言います。

また、厚労省の通知では、被扶養者に収入がある場合には、その世帯の生計の状況を総合的に勘案して、“被保険者がその世帯の生計維持の中心的役割を果たしていると認められる場合に被扶養者として差し支えない”と示されています。

●下記の質問にご回答ください

※認定対象者 = これから被扶養者の申請をされるご家族

・被保険者が認定対象者を扶養するに至った理由を、詳細にご記入ください。

.....  
.....  
.....

◆同居の方（住所が同じであっても被保険者世帯と住民票が別の場合は「別居」となります）

・被保険者は、認定対象者の生活費を毎月半分以上負担していますか。 【 はい ・ いいえ 】

・被保険者が世帯の生計維持の中心的役割を果たしていることを確認するため、次のうち支払者名義が被保険者のものに○をつけてください。

【 住居 ・ 水道 ・ 光熱費 ・ 通信費 】



○をつけた中から2点、支払者名義と支払額がわかる支払明細等のコピーを添付してご提出ください。

◆別居の方

・被保険者は、認定対象者に対し 7万円以上・認定対象者の収入以上・認定対象者の生活費の半分以上を毎月送金していますか。 【 はい ・ いいえ 】



いつ・誰が・誰に・いくら 送金したかを確認できる、金融機関を利用した送金証拠書類を直近3ヶ月分添付してご提出ください。（手渡し等明細が確認できないものは不可）

## 認定対象者の生計費について

- 認定を受けるために、一時的に支出を増やしたり金額を上乗せするなどして、生計費を増額することは認められません。
- 生計費の妥当性を確認するため、人事院が算定している「費目別、生計人員別標準生計費」（最終頁参照）とかけ離れている場合には、実態を証明できるものの提示を求める場合があります。

### 1ヶ月の認定対象者世帯に係る支出と一人当たり金額

※住民票に記載されている人数で割ってください

費目	金額	一人当たり金額※
住居費	円/月	円
水道・光熱費	円/月	円
食費	円/月	円
日用品	円/月	円
その他（ ）	円/月	円
小計	円/月	A 円

### 1ヶ月の認定対象者に係る支出

費目	金額	
被服・履物費	円	
医療費	円	
交通・通信費	円	
教養・娯楽費	円	
その他	円	
	円	認定対象者の支出額計
小計	B 円	A+B 円

認定対象者の支出額 (A+B) について、被保険者はどのように負担していますか？

該当項目に☑し、金額を記入してください。

項目	支払額 (①)
<input type="checkbox"/> 実費分をすべて または 一部を負担している 主に負担しているもの <input type="checkbox"/> 住居費 <input type="checkbox"/> 水道光熱費 <input type="checkbox"/> 食費 <input type="checkbox"/> 日用品 <input type="checkbox"/> その他 ( )	円/月
<input type="checkbox"/> 別居のため毎月定額を認定対象者に送金している	円/月
<input type="checkbox"/> 負担していない	0 円/月
<input type="checkbox"/> その他 ( )	円/月

被保険者以外に認定対象者の生活費を負担している方がいる場合は記入してください。 ※認定対象者からみた続柄

氏名	続柄※	支払額 (②)
		円/月
		円/月
		円/月

### 1ヶ月の認定対象者の生計費 (収入について)

認定対象者の給与・年金等の収入額→

円/月

費目	金額
認定対象者の負担額	円/月
被保険者等の負担額 (支払額①+支払額②)	円/月
その他 ( )	円/月
認定対象者の収入額計	円/月

認定対象者の負担額が、ご自身の収入の半分以下の場合、それ以上負担できない理由をご記入ください

## 優先扶養義務者について

民法では、夫婦は同居し、互いに協力し扶助しなければならないと定められています。

また、夫婦は生活用品や日用品の購入等に関しては、「日常の家事に関して生じた債務」として連帯責任を負うことも定められています。

例えば、父に収入があれば、「収入がないまたは収入が少ない母の生計維持の主体は、まず収入がある父親にある」と考えられます。

このため、母を扶養申請する際には、優先扶養義務者である父ではなく、被保険者が生活費の大半を負担しなければならない正当な理由をご申告いただく必要があります。

また、対象者にかかわる扶養義務者が複数いる場合には、同じく、被保険者が生活費の大半を負担しなければならない状態であることをご申告いただく必要があります。



例 被保険者と認定対象者が同居の場合



例 被保険者と認定対象者が別居の場合

### ● 優先扶養義務者の説明をお読みいただいた上で、下記の質問にご回答ください

・認定対象者に配偶者はいますか。 【 はい ・ いいえ 】

以下、「はい」と答えた方のみご回答ください

・配偶者（優先扶養義務者）がいても、被保険者が認定対象者を扶養せざるを得ない理由を詳しくご記入ください。

.....

.....

.....

.....

・配偶者に収入がありますか。 【 はい ・ いいえ 】

・認定対象者と配偶者の収入からして、被保険者の収入がなければ、認定対象者は生活できない状況ですか。

【 はい ・ いいえ 】

ご記入ありがとうございました。

記入もれや誤りが無いことを確認し、☑をお願いします。

記入もれ・記入内容に誤りが無いことを確認しました

(参考)

費目別、世帯人員別標準生計費（令和6年4月）

費目	世帯人員				
	1人 円	2人 円	3人 円	4人 円	5人 円
食料費	32,960	41,900	54,450	67,010	79,570
住居関係費	45,350	50,820	46,850	42,880	38,910
被服・履物費	5,970	5,580	8,510	11,450	14,390
雑費Ⅰ	24,220	33,210	50,890	68,590	86,280
雑費Ⅱ	10,610	19,130	24,040	28,960	33,870
計	119,110	150,640	184,740	218,890	253,020

- 扶養認定における生計費とは、日常生活を営むに当たり継続的（年1回以上）に必要な商品やサービスを購入すると同時に、現金・カード・商品券等を用いて実際に支払った金額を指します。
- 借金の返済、貯蓄性のある保険掛金、税金、社会保険料、有価証券購入などは生計費に含まれません。

食料費		飲食に供される食品およびこれに伴うサービスに対する支出 (例) 食料、飲料、外食、出前、給食 など
住居関係費	家賃地代	住宅・土地の賃借に関する支出 (例) 家賃、住宅ローン、借地代 など
	設備修繕・維持	住宅や設備の維持に関する貯蓄性・財産性のない支出 (突発的・一時的なものを含めない) (例) 掛け捨て型の火災・地震保険料 など
	光熱・水道	住宅の照明、冷暖房など家事に用いるエネルギーおよび上下水道料に対する支出 (例) 電気代、ガス代、灯油代、上下水道料 など
	家事用品	炊事・洗濯・掃除・裁縫などに用いる消耗品およびサービスに対する支出 (年1回以上のもの) (例) 電球、タオル、洗剤、ティッシュ・トイレットペーパー、ポリ袋・ラップ、殺虫・防虫剤、汲取料、浄化槽清掃代 など
被服・履物費		被服、履物およびこれらに伴うサービスに対する支出 (例) 洋服、下着、靴、クリーニング代 など
雑費Ⅰ	保健医療	健康の維持、疾病の治療のために必要な商品およびサービスへの支出 (例) 医科・歯科診療代、医薬品、紙おむつ・マスク・絆創膏などの衛生用品、矯正用の眼鏡・コンタクトレンズ、健康診断受診料 など
	交通・通信	人の移動、物の運送、情報の伝達に必要な商品およびサービスへの支出 (例) 電車・バス・タクシー代 (通学・通院など使用が必須なもの) 車検代、ガソリン・その他消耗品代、契約駐車場代 (対象者が使用する車両のもの) 郵便料金、宅配料金、固定電話・携帯電話料金 など
	教育	学校教育法に定める学校で受ける教育・補習に必要な商品およびサービスへの支出 (例) 授業料、修学旅行費、PTA会費、教科書、学習参考教材 など
	教養・娯楽	教養、娯楽、趣味などのために必要な商品およびサービスへの支出 (例) 文房具、電池、趣味用品、新聞、書籍、NHK受信料、インターネット接続料 など
雑費Ⅱ		上記の項目に分類されない諸雑費 (例) 理美容代、化粧品代、洗面用品代、掛け捨て型の医療保険、介護サービス代、保育料・学童クラブ費、集合住宅の共益費、町内会費 など